

「主権免除法担当者試案」に関する意見募集の結果について

- 主権免除法担当者試案（以下「試案」という。）について意見募集をした結果、計 13 の団体・個人から意見が寄せられた。

この資料では、試案に掲げた個々の項目について、意見を寄せた団体・個人の意見の概要を紹介している。また、試案において、甲案、乙案が提案されている事項については、いずれの案に賛成か及びその理由を整理して紹介している。なお、この資料において「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約（仮称）」は、条文を引用する場合には「条約第〇条」と、それ以外の場合には「本条約」ということにする。

第1 適用範囲（条約第1条関係）

この試案に基づいて作成される法律は、外国等及びその財産の裁判権（刑事裁判権を除く。以下同じ。）からの免除について、適用するものとする。

【意見】

- ・ 明確化のため、「裁判権」を「日本国の裁判権」としたほうが望ましいと考える。

第2 定義（条約第2条関係）

1 裁判所の定義

特段の規定を置かないものとする。

【意見】

- ・ 明確化のため、「裁判所とは最高裁判所及び裁判所法に定める下級裁判所をいう。」と定義することが望ましいと考える。

2-1 国等の定義

この試案において、「国等」とは、次に掲げるものをいうものとする。

- ① 国及びその政府機関
- ② 連邦制の国の構成単位又は国の行政区画（主権的な権能の行使に当たり行為を行う資格を有し、かつ、そのような資格において行動するものに限る。）
- ③ ①、②に掲げるもののほか、国の主権的な権能の行使に当たり行為を行う権限を有する団体（当該権限に基づく行為を行う場合に限る。）
- ④ 国の代表（その資格において行動する場合に限る。）

2-2 外国等の定義

この試案において、「外国等」とは、次に掲げるものをいうものとする。

- ① 日本国以外の国（以下「外国」という。）及びその政府機関
- ② 2-1②から④までに掲げるものであって、外国に係るもの

【意見】

- ・ 中央銀行が免除特権の享受主体となりうることを意識した構成となっており、本条約の内容を正確に反映したものであると考える。

3 私法上の取引の定義等

【甲案】

定義も例示も置かないものとする。

(注) 「雇用契約」を除くことについては、第9で明示することとする。

【乙案】

「私法上の取引」について、次のとおりの例示を掲げるとともに、雇用契約が含まれないことを示すものとする。

- ① 物品の売買に関する契約又は取引
- ② 役務の提供に関する契約又は取引
- ③ 貸付けその他の金融上の性質を有する契約又は取引（当該契約若しくは取引についての保証又はてん補に係るものを含む。）

【乙案に賛成】

(理由及び付加的意見)

- ・ 「私法上の取引」は新しい法概念であり、その内容をできる限り明らかにしておく方が裁判での無用な争いをより少なくできる。
- ・ 諸外国により「商取引」の定義、内容が様々であることに鑑みると、例示をして、どのような行為が裁判権に服するのかを明らかにすべきである。
- ・ 乙案の①から③までの例を含め可能な限り具体的な例示を掲げるべきである。
- ・ 条約第2条1 (iii) のようなバスケット条項の追加を検討すべきである。

4 「私法上の取引」の判断基準について

特段の規定を置かないものとする。

【意見】

- ・ 適切な判断基準を設けられるのであれば、それを明文化することが相当であ

るが、判断の障害となり得るような基準しか設けられないとすれば、明文規定を設けない方がよい。ただし、「私法上の取引」の判断に当たっては、その概念の明確化の観点から、取引行為の性質を基準に判断することを基本とするべきであり、明文規定を設けないのであれば、その旨を立法解説等で明らかにするべきである。

第3 影響を受けない特権及び免除（条約第3条関係）

- 1 この試案に基づいて作成される法律は、外交使節団、領事機関、特別の使節団、国際機関に派遣されている使節団又は国際機関の内部機関若しくは国際会議に派遣されている代表団及びこれらに関係する者の任務の遂行に関連する条約又は確立された国際法規に基づき外国等が享受する特権及び免除に影響を及ぼさないものとする。
- 2 この試案に基づいて作成される法律は、外国の元首が、外国の元首であることを理由に条約又は確立された国際法規に基づき享受する特権及び免除に影響を及ぼさないものとする。
- 3 この試案に基づいて作成される法律は、外国等が所有し、又は運航する航空機又は宇宙物体に関し、条約又は確立された国際法規に基づいて外国等が享受する免除に影響を及ぼさないものとする。
- 4 この試案に基づいて作成される法律は、外国軍隊の活動に関し、条約又は確立された国際法規に基づいて外国等が享受する特権及び免除に影響を及ぼさないものとする。

【意見】

- ・ 本条約で規定されていることを、改めて確認することはよいと思われる。また、試案第3の2において、国家元首の人的免除のみについて言及しているのも適切であると思われる。
- ・ 国内法に試案第3の4に該当する規定を設けることには反対である。

（理由）

- ① 本試案の制定の契機となった、本条約には、試案第3の4に該当する規定はない。
- ② 広く「外国軍隊の活動」といっても、日本国の領域内で行われることが想定

される軍隊の活動には、多種多様なものが想定されるどころ、この文言が一体何を指すのが一義的に明らかではない。

- ③ 外国軍隊の活動の主権免除をどのように考えるべきかについては、現在、嘉手納基地爆音訴訟（福岡高裁那覇支部平成 17 年（ネ）第 123 号）において争われており、これについて立法担当者が結論を下してしまうようなことは、司法権の独立の観点から適切ではなく、また、国民の裁判を受ける権利（憲法第 32 条）を害するおそれもある。

第 4 条約第 4 条関係

特段の規定を置かないものとする。

【意見】

- ・ 特段の意見は、寄せられなかった。

第 5 裁判権からの免除（条約第 5 条，第 6 条関係）

1 外国等は、この試案に別段の定めがある場合を除き、裁判手続について、裁判権から免除されるものとする。

2 【甲案】

条約第 6 条第 2 項（b）に対応する規定は置かないものとする。

【乙案】

外国等が裁判手続の当事者ではないが、当該外国等に当該裁判の効力が及ぶ場合も 1 と同様とするものとする。

【意見】

- ・ 条約第 5 条は、本条約が沈黙している状況、例えば重大な国際人道法の違反（*jus cogens* 違反）の場合に、将来の実定国際法の発展によっては、免除の例外を新たに認める余地を残しているとも解されるどころ、試案では、外国が裁判権から免除されない条件を限定列挙しており、新たな例外が実定国際法上、発生したときに、対応できないことになる。もっとも、第二次世界大戦における我が国の歴史的背景に鑑みると、例えば、他国による重大な人権侵害の際にも、我が国においては裁判権を行使しないと暗黙に宣言しておくことは、周辺諸国との友好関係にも好影響を与えると考える。

【甲案に賛成】

(理由)

- ・ 本条項で想定されるのは対物訴訟であるところ、このような制度は本邦にはなく、実際に乙案の条項が適用される取引類型も想定しがたい。
- ・ 乙案を採用すると、他の条約締約国よりも裁判権免除の範囲を増大させる可能性がある。
- ・ 対物訴訟以外に条約第6条2(b)が適用される場面が判然としない以上、具体的な適用場面が想定されない規定を設けるべきではなく、規定を設ければかえって混乱するおそれがある。

【乙案に賛成】

(理由)

- ・ 条約第6条2(b)で、外国が当事者ではなくとも、その外国の財産等を制限する場合は裁判権からの免除が適用される旨が規定されており、コメントリーによるとそれについての十分に広範な実行が存在するとされていることから、条約第6条2(b)の内容を法律で明記しておくことは、諸外国に安心感を与えてよいと思われる。
- ・ 我が国において、条約第6条2(b)が適用される場面がないと言い切れないう以上は、規定を置いておくことが相当である。
- ・ 本条約の文言“the proceeding ... seeks to affect”という表現をみると、それが「裁判手続の結果が当該外国に及ぶことが制度上予定されている場合、すなわち当事者でない当該外国等に既判力が及ぶような場合」が除かれているとは断定できないとすれば、これに対応する規定を設けるべきである。

第6 裁判権の行使に対する明示の同意（条約第7条関係）

- 1 外国等は、特定の事項又は事件に関して、次のいずれかの方法により裁判権の行使に対して明示的に同意した場合には、当該事項又は事件に関する裁判手続について、裁判権から免除されないものとする。

- ① 条約その他の国際約束
- ② 書面による契約
- ③ 個別の裁判手続における裁判所における陳述又は書面による通知

2 外国等による日本国の法令の適用に関する同意は、裁判権の行使に対する同意と解してはならないものとする。

【意見】

- ・ 国内契約の実務では主権免除放棄条項が規定されることは極めてまれであることを考慮すると、日本の裁判所を管轄裁判所とする合意がある場合や日本を仲裁地とする仲裁合意がある場合に、裁判権の行使に対する明示的な同意があったといえることを条文上明らかにすべきである。
- ・ 試案第6の1①の「国際約束」は「国際的な合意」とする方が適切である。

第7 裁判手続への参加等の効果（条約第8条関係）

1 外国等が次に掲げる行為をした場合には、第6・1の同意があったものとみなすものとする。

- ① 裁判手続を自ら開始した場合
- ② 裁判手続に参加し、又は本案について異議を述べずに弁論若しくは申述をした場合（当該外国等が当該措置をとるまで裁判権からの免除の根拠となる事実を知ることができなかつたことを裁判所に対してできる限り速やかに証明した場合を除く。）

2 外国等が、裁判手続において次のことのみを行う場合には、1は適用しないものとする。

- ① 裁判権からの免除を主張すること。
- ② 紛争の目的である財産に関する権利を主張すること。

3 外国等の代表が証人として出頭すること、又は外国等が裁判手続に関して出頭しないことは、当該外国等が裁判権の行使に対して同意するものと解してはならないものとする。

【意見】

- ・ 試案第7の1②について、条約第8条1(b)にいう「他の措置をとる（taken

any other step)」を訴訟手続以外の裁判所における手続をも念頭に置いて「弁論」、「申述」とすることは適切であるが、括弧書きの中が「当該措置」とされたままであり、これが「裁判手続に参加し」の部分を含むのか否かが明確でないように思われる。本条約草案のコメンタリー29 頁（5）に基づくと、参加の場合についても条約第8条1（b）の第2文の適用があるということになると考えられる。したがって、括弧書きは「他の措置」のみならず、裁判手続への参加についても適用されるべきことになると考えられる。そうすると、括弧書きの中の「措置」は、他の文言で置き換えることが検討されるべきである。

- ・ 裁判権の行使に対する明示の同意とみなされない試案第7の2②（紛争の目的である財産に関する権利を主張すること）の行為のみを行う場合と、裁判権の行使に対する明示の同意とみなされる試案第7の1②（裁判手続に参加し、又は本案について異議を述べずに弁論若しくは申述をした場合）の行為をした場合との区別が明確でないので、両者の差異を明確にするべきである。
- ・ 試案第7の2は「外国等が、裁判手続において次のことのみを行う場合」としているが、純粋にそのことのみを行うことは実際にはないと思われることから、次のように規定するべきである。

「外国等が、裁判手続において次のことのみを目的として主張を行う場合には、1は適用しないものとする。

①：裁判権からの免除

②：紛争の目的である財産に関する権利の保全」

- ・ 本条約では「権利又は利益」とされているところ、試案第7の2②において、特に「利益」を削除する意味はないと考える。

第8 反訴（条約第9条関係）

1 外国等が訴訟手続を開始した場合又は訴訟手続において請求を行うために当該訴訟手続に参加した場合には、反訴について、第6・1の同意があったものとみなすものとする。

2 外国等は、当該外国等に対して開始された訴訟手続において反訴を提起

した場合には、本訴についても、第6・1の同意があったものとみなすものとする。

【意見】

- ・ 「反訴について、第6・1の同意があったものとみなす」とあるが、別訴を提起して併合を求めた場合は含まれないのか。この点を明確にするべきである。

第9 民法上の取引（条約第10条関係）

- 1 外国等は、当該外国等以外の国の自然人又は法人との間の民法上の取引に関する裁判手続について、裁判権から免除されないものとする。
 - 2 1は、次の場合には、適用しないものとする。
 - ① 当該外国等と当該外国等以外の国等との民法上の取引である場合
 - ② 民法上の取引の当事者が明示的に別段の合意をした場合
- (注) 条約第10条第3項に対応する規定は置かないものとする。

【意見】

- ・ 特段の意見は、寄せられなかった。

第10 雇用契約（条約第11条関係）

- 1 外国等は、日本国内においてその全部又は一部が提供され、又は提供されるべき労務に係る当該外国等と個人との間の雇用契約に関する裁判手続について、裁判権から免除されないものとする。
- 2 1は、次に掲げる場合には、適用しないものとする。
 - ① 被用者が、外国等（試案第2・2-2①の「政府機関」及び②に掲げるものにあつては、それらが所属する外国。以下試案第10・2①、②（iii）、④及び⑤において同じ。）の安全、外交上の秘密その他の外国等の重大な利益に関する任務を遂行するために雇用されている場合
 - ② 被用者が次に掲げる者である場合
 - (i) 千九百六十一年の外交関係に関するウィーン条約第1条（e）に

規定する外交官

(ii) 千九百六十三年の領事関係に関するウィーン条約第1条第1項
(d) に規定する領事官

(iii) 国際機関に派遣されている常駐の使節団若しくは特別の使節団の
外交職員又は国際会議において外国等を代表するために雇用され
ている者

(iv) (i) から (iii) までに掲げる者のほか、外交上の免除を享受す
る者

③ 個人の採否又は雇用契約の更新の有無に関する訴え又は申立て（〔【甲
案】金銭の給付を目的とするものを除く。〕〔【乙案】損害の賠償を求
めるものを除く。〕）である場合

④ 個人の解雇その他の雇用契約の終了の効力に関する訴え又は申立て
（〔【甲案】金銭の給付を目的とするものを除く。〕〔【乙案】損害の
賠償を求めるものを除く。〕）で、かつ、当該個人の雇用者である外国
等の元首、政府の長又は外務大臣が、裁判手続が当該外国等の安全保障
上の利益を害するものである旨を決定した場合

⑤ 裁判手続が開始される時点において、被用者が雇用者である外国
等の国民である場合。ただし、当該被用者が日本国内に恒常的な居住地
を有する場合を除く。⑥ 雇用者である外国等と被用者との間で書面
により別段の合意をした場合

(注) 条約第11条第2項(f) ただし書に対応する規定は置かないものとする。

【意見】

- ・ 内定取消が、③の「個人の採否」に該当するのか、④の「終了の効力に関する訴え」に該当するのか疑義があるので、可能な限り明確にするべきである。
- ・ 有期雇用契約の雇止めが、③の「更新の有無」に該当するのか、④の「終了の効力に関する訴え」に該当するのか疑義がある（文言ないし法形式的には、更新の有無に関するものであるが、労働事件の判例としては、解雇権濫用法理の類推適用を認めており、実質的には解雇の場合と同様の取扱いをしている。）ので、可能な限り明確にするべきである。

第 1 1 不法行為等（条約第 1 2 条関係）

外国等は、人の死亡若しくは傷害又は有体物の滅失若しくはき損が、当該外国等に責任があるとされる行為によって生じた場合において、当該行為の全部又は一部が日本国内で行われ、かつ、当該行為を行った者が当該行為の時に日本国内に所在していたときは、これによって生じた損害の金銭による賠償に関する裁判手続について、裁判権から免除されないものとする。

【意見】

- ・ 条約第 12 条に忠実であると思われる。

第 1 2 財産の所有、占有及び使用（条約第 1 3 条関係）

1 外国等は、次の事項に関する裁判手続について、裁判権から免除されないものとする。

① 日本国内にある不動産に関する当該外国等の権利若しくは利益、当該不動産の当該外国等による占有若しくは使用又は当該不動産に関する当該外国等の権利若しくは利益若しくは当該不動産の当該外国等による占有若しくは使用から生ずる当該外国等の義務

② 相続、贈与又は無主物の取得により生ずる動産又は不動産に関する当該外国等の権利又は利益

2 外国等は、信託財産、破産者の財産その他の財産の管理に関する裁判手続について、裁判権から免除されないものとする。

【意見】

- ・ 試案第 12 の 1 ②（相続、贈与又は無主物の取得により生ずる動産又は不動産に関する当該外国等の権利又は利益）が裁判権の免除の対象とならない趣旨は明確でないが、仮に有償譲渡以外によって取得した動産又は不動産に関する権利又は利益を問題にするのであれば、遺贈や時効取得、負担付贈与等の扱いに疑義が生ずる可能性があるため、適用範囲を明確にすべきである。

第 1 3 知的財産（条約第 1 4 条関係）

外国等は、次の事項に関する裁判手続について、裁判権から免除されな

いものとする。

- ① 当該外国等が有する特許権，実用新案権，育成者権，意匠権，著作権，商標権その他の知的財産（知的財産基本法第2条第1項に規定する知的財産をいう。）に関して日本国の法令により定められた権利又は日本国の法律上保護される利益に係る権利（②において「知的財産権」という。）の存否又は内容
- ② 第三者が有する知的財産権に対して当該外国等が日本国において行ったとされる侵害

【意見】

- ・ 特段の意見は，寄せられなかった。

第14 会社その他の団体の構成員（条約第15条関係）

- 1 外国等は，次の①及び②の条件を満たす会社その他の団体（法人格を有するかどうかを問わない。）の構成員としての地位又はその地位に基づく権利若しくは義務に関する裁判手続であって，当該外国等と当該団体又は当該団体の他の構成員との間の関係に関するものについて，裁判権から免除されないものとする。
 - ① 当該団体が国等又は国際機関以外の構成員を有すること。
 - ② 当該団体が日本国の法令に基づき設立され，又は日本国に主たる事務所若しくは営業所を有すること。
- 2 1は，紛争の当事者間で当該外国等が当該裁判手続において裁判権から免除されることができ旨を書面により合意している場合又は当該団体の定款，規約その他これらに類する文書がその旨を定めている場合には，適用しないものとする。

【意見】

- ・ 特段の意見は，寄せられなかった。

第15 船舶（条約第16条関係）

- 1 船舶を所有し，又は運航する外国等は，争訟の原因が生じた時において

当該船舶を〔私法的〕〔商業的〕目的で使用していた場合には、当該船舶の運航に関する裁判手続について、裁判権から免除されないものとする。

2 1は、軍艦又は軍の支援船については、適用しないものとする。

3 船舶を所有し、又は運航する外国等は、争訟の原因が生じた時において当該船舶を〔私法的〕〔商業的〕目的で使用していた場合には、当該船舶による貨物の運送に関する裁判手続について、裁判権から免除されないものとする。

4 3は、2の船舶により運送される貨物又は外国等が所有し、かつ、非〔私法的〕〔商業的〕目的のためにのみ使用され、若しくは使用されることを目的とする貨物については、適用しないものとする。

(注)条約第16条第2項後段、第5項及び第6項に対応する規定は置かないものとする。

【意見】

- ・ 「支援船」の文言は、曖昧であり、国際人道法及び武力紛争法の諸条約における「補助船舶 (auxiliary ships)」と「商船 (merchant ship)」との混同が生じる可能性がある。

第16 仲裁の合意の効果 (条約第17条関係)

外国等は、当該外国等以外の国の自然人又は法人との間で私法上の取引に関する紛争を仲裁に付することを書面により合意した場合には、当該仲裁手続に関して裁判所が行う手続について、裁判権から免除されないものとする。ただし、当該仲裁合意に別段の定めがある場合は、この限りでないものとする。

【意見】

- ・ 特段の意見は、寄せられなかった。

第17 外国等の財産に対する保全処分又は民事執行からの免除 (条約第18条及び第19条関係)

1 外国等の財産に対する保全処分又は民事執行は、することができないものとする。ただし、外国等がその財産に対する保全処分又は民事執行を受

けることに対して次のいずれかの方法により明示的に同意した場合には、当該財産に対する当該保全処分又は民事執行については、この限りでないものとする。

- ① 条約その他の国際約束
- ② 仲裁に関する合意
- ③ 書面による契約
- ④ 紛争が生じた後に行われる裁判所における陳述又は書面による通知

2 1本文にかかわらず、次の①又は②に該当する場合には、当該①又は②に定める保全処分又は民事執行をすることができるものとする。

- ① 外国等が保全処分又は民事執行に係る請求を満たすために担保の提供その他の財産の割当てをした場合 当該財産に対する当該保全処分又は民事執行
- ② 外国等の財産が、当該外国等により私法的目的のために特に使用され、又は使用されることを目的とする場合 当該財産に対する民事執行

【意見】

- ・ 試案第 17 の 2 ①及び②の要件（特に②）の判断について、手続の構造上、執行裁判所が発令段階で、主権免除の例外規定に当たるといえるかどうかを審理するには限界がある。また、執行官が判断する場面もある。したがって、特に②について、執行機関が認定に困難を来たさないよう十分明確に規定すべきである。
- ・ 試案第 17 の 1 は、「当該財産に対する」としていることから、同意に当たって財産を特定することを要件としているように読めるが、本条約はそのような条件を立てておらず、財産の特定をしない包括的な同意でもよいように読める。しかしながら、立法論上は、財産の特定を要求することも、十分な理由があると思われる。
- ・ 試案第 17 の 1 ②について当事者が仲裁判断に服する旨の合意という意味での単なる「仲裁合意」では、試案第 17 の 1 の同意としては不十分であるとの理解は、本条約の解釈としては正しいが、英・米・豪で「仲裁合意」によって執行免除の放棄が認められる可能性があることや投資紛争解決の方法

として仲裁の重要性が高まっていることに鑑みると、多くの先進国が本条約の締約国となる保証もないままに、本条約に準拠した規定を設けることが投資家保護に欠けないか検討する必要がある。なお、本条約に準拠した規定を設ける場合、「仲裁に関する合意」との文言は「仲裁に関してなされた合意」と修正した方が、本条約の趣旨が明確に伝わると思われる。また、「仲裁に関する合意」には、当事者が合意により準拠した仲裁規則もこの中に含まれることを明確にするとより良いと思われる。

- ・ 条約第 19 条 (a) 及び (b) に「立証された場合」との文言がないのは、これらは、外国が執行に明示的に同意した場合や執行のために財産を割当てた場合を指しているので、立証の問題が生じないからではないか。これに対して、同条 (c) の私法的目的については、立証の問題が生じる。立証責任は、一般原則から演繹的に導くことができるとの考えもありえようが、明示的に規定する方が明確化に資する。また、使用されていない状態の財産についての扱いを明確にすることも検討されてよいのではないか (Australian Foreign States Immunities Act 1985 s. 32(3) 参照)。

**第 18 裁判権の行使に対する同意が保全処分又は民事執行に及ぼす効果
(条約第 20 条関係)**

試案第 6・1 の規定による裁判権の行使に対する同意は、外国等の財産に対する保全処分又は民事執行に対するものと解してはならないものとする。

【意見】

- ・ 日本の裁判所への管轄合意のみで、裁判手続からの免除放棄と強制執行手続等からの免除放棄の双方が確保されることが望ましいと考える。

第 19 特定の種類の財産 (条約第 21 条関係)

- 1 試案第 17・2②の適用については、次に掲げる外国等の財産は、当該外国等により私法的目的のために特に使用されず、かつ、使用されることを目的としないものとみなすものとする。

① 外交使節団、領事機関、特別の使節団、国際機関に派遣されている

節団又は国際機関の内部機関若しくは国際会議に派遣されている代表団の任務の遂行のために使用され、又は使用されることを目的とする財産

- ② 軍事的性質を有する財産又は軍事的な任務の遂行のために使用され、若しくは使用されることを目的とする財産
- ③ 中央銀行その他の金融当局の財産
- ④ 次に掲げる財産であつて、販売されておらず、かつ、販売を目的としないもの
 - (i) 当該外国等（試案第 2・2-2①の「政府機関」及び②に掲げるものにあつては、それらが所属する外国）の文化遺産又は公文書
 - (ii) 科学的、文化的又は歴史的意義を有する展示物

2 1 は、試案第 17・1 及び 2①の適用を妨げるものではないものとする。

【意見】

- ・ 中央銀行資産の取扱いについて、本条約の内容を正確に反映したものであると考える。
- ・ 中央銀行に対して銀行サービスを提供する主体である国際決済銀行の保有する資産の保護についても主権免除法制と併せて明確化が図られることが望ましいと考える。
- ・ 国際決済銀行は、各国の中央銀行の機関であり、中央銀行および通貨当局のための銀行としての役割を担うものとして外貨準備の再投資を行い、また公的債務のリストラクチャリング、国際決済又は金融危機の解決に関連する一定の機能を遂行することもある。これらの行為はすべて、主権的な行為であるか、又はそれに密接に関連するものである。また、国際決済銀行の中央銀行の機関としての特別な地位は、中央銀行に付与された免除特権と実質的に類似する免除特権を付与することによって認める法域の数は増加してきている。そこで、国内法において国際決済銀行の資産についても中央銀行の資産と同一の免除特権を認めるべきである。
- ・ 条約第 21 条 1 (a) に特に例示されている「銀行勘定 (bank account)」は、執行が容易な財産であることが多いことから、対応する文言を規定し明

確化を図るべきである。また、公的任務の目的と私法的目的とに併用される銀行勘定が執行対象となるかどうかについても明確にすべきである。

- ・ この試案は、ソブリン・サムライ債の発行国に対して、債権者が訴訟を提起し勝訴した場合に、当該債権者が、ニューヨーク連邦銀行や日本銀行に存在する発行国の経済的取引に使用される資金に対する差押えが認められる可能性を途絶することはないか。

第20 送達（条約第22条関係）

1 外国等に対する裁判手続を開始する呼出状その他の文書の送達は、次のいずれかの方法により行うものとする。

① 条約その他の国際約束で定める方法

② ①に規定する条約その他の国際約束が存在しない場合には、

(i) 当該外国等（試案第2・2-2①の「政府機関」及び②に掲げるものにあつては、それらが所属する外国）の外務省に対して外交上の経路を通じて行う方法

(ii) 当該外国等が受け入れるその他の方法（民事訴訟法の規定に反しないものに限るものとする。）

2 1②(i)の規定による送達をした場合においては、当該外務省が当該文書を受領した時に、送達があつたものとみなすものとする。

3 外国等は、本案について異議を述べずに弁論又は申述をした場合には、送達の方法について異議を述べる権利を失うものとする。

(注) 条約第22条第1項(b)及び第3項に対応する規定は置かないものとする。

【意見】

- ・ 特段の意見は、寄せられなかった。

第21 認容判決及び控訴期間（条約第23条関係）

1 原告の請求を認容する判決の言渡しは、外国等が口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない場合には、訴訟手続を開始する呼出状及び訴状の送達があり、又は送達があつたものとみなされる

日から4箇月が経過しなければ、することができないものとする。

2 1の場合において、原告の請求を認容する判決の判決書又は民事訴訟法第254条第2項の調書（以下試案第21において「判決書等」という。）は、試案第20・1の規定に従い当該外国等に送達するものとする。

3 1の判決に対する控訴は、民事訴訟法第285条本文の規定にかかわらず、判決書等の送達があり、又は送達があったものとみなされる日から4箇月の不変期間内に提起しなければならないものとする。

（注）条約第23条第1項（a）及び（c）に対応する規定は置かないものとする。

【意見】

- ・ 特段の意見は、寄せられなかった。

第22 勾引及び過料に関する規定の適用除外（条約第24条関係）

裁判手続に関して特定の行為を行うこと又は行わないことの命令に従わないことを理由とする勾引及び過料に関する規定は、外国等には、適用しないものとする。

（注）条約第24条第2項に対応する規定は置かないものとする。

【意見】

- ・ 特段の意見は、寄せられなかった。

【その他の意見】

- ・ 国内法を制定した場合、本条約の原文と国内法の規定が完全に一致することはないと思われる。仮に主権免除にかかわる紛争が裁判所に提起された場合、被告となる外国等はわが国の主権免除法ではなく、そのもととなった本条約に基づいて主張するものと思われ、原告・被告間でその主張するところの根拠条文が異なることが懸念される。
- ・ この企ては国家を破壊しかねないものである。国家は、排他的主権を持つからこそ国家であり、たとえ私法上のこととはいえ、国家の主権を他国の主権下に委ねることには承服できない。

- 予測可能性を高めるという観点から主権免除法制を整備するという動きは評価できる。しかし、制限免除主義という枠組が、そもそも各国間の平等や外国主権の尊重といった主体を前提とした国際法上の概念からどこまで根拠付けられるのか、という点についての疑義が高まっている現状において、十分に議論をすることなく、政治・外交上の理由により本条約を批准することで、判例・学説を通じた日本法の内在的發展に干渉し、私人の裁判を受ける権利を制限した形で状況を固定することには、問題があるように思われる。したがって、国内法案が本条約の批准を前提としている点には賛成することが出来ない。